

ひょうご震災記念21世紀研究機構

平成23年度 外部評価報告書

平成24年12月

ひょうご震災記念21世紀研究機構外部評価委員会

目 次

1	序文	1
2	機構全体の評価	2
3	組織別の評価	4
4	研究調査に関する評価結果	6
[参考資料]		
	評価の方法	7
	外部評価の実施経過	7
	外部評価委員会 委員名簿	8
	業績評価実施要綱	9
	外部評価委員会設置要綱	10

1 序文

東日本大震災の発生から2年目を迎えた。発災直後からの人と防災未来センターやこころのケアセンターにおける現地支援の取り組みや復興への政策提言、兵庫からの支援活動の現況調査、「自治体災害対策全国会議」の発足支援など、当機構において時宜を得た新しい取り組みが展開された。東日本大震災に直面して、機構としてやるべき事がより明確になり、一体感が醸成されたように感じる。個別の組織のミッションも大事だが、そこにとどまるのではなく、もっと大きなやるべきことを共有することになったことの意義は大きい。

南海トラフ地震や首都直下地震が現実味を増している中、広域的支援や複合災害への対処等、当機構に対する関係者の期待はますます大きくなっている。このような期待に応えて、機構の責務を果たしていくためには、今後、各部・センター間のさらなる連携を図り、総合力を発揮していくことが不可欠である。

阪神・淡路大震災からまもなく20周年を迎えようとしている。震災の中から生まれ、兵庫のシンクタンクと統合して設立された機構が、そのグローバル性も発揮しつつ、さらに日本になくしてはならない機構として発展することを期待する。

2 機構全体の評価

平成23年度は、東日本大震災に関連した研究活動や事業に重点的に取り組み、また人と防災未来センター、こころのケアセンターの運営とあわせて、当委員会からの指摘等も踏まえつつ、組織の充実が図られている。これまでに比べ、外部からみても機構の活動成果や設置意義がより理解しやすいものとなった。

今後とも、組織内部での点検と見直しを不断に行い、限られた財源・人的資源の選択と集中を図りながら、震災からの教訓と知見を内外に発信するシンクタンクとして、その総合力が発揮されることを期し、情報発信機能の強化や機構の特徴を生かした横断的な研究連携等に関して提言をとりまとめることとした。

(1) 3つの研究部門の連携強化・研究体制の充実

① 研究員相互の知的交流の推進

(フェース・ツー・フェースの関係づくり)

災害からの復旧・復興は、生活再建、産業雇用、コミュニティ、まちづくり、こころの復興など多岐にわたる課題を有していることから、多面的な視点が必要である。各研究部門はその成り立ちが異なり、研究員の雇用形態なども様々ではあるが、フェース・ツー・フェースで課題や知見を共有していく仕組みづくりの構築を期待する。

(日常的な協力体制の構築)

研究員相互の関係が深まれば、やがては資料収集・活用や研究ノウハウの相互利用など、研究員同士の日常的な協力体制も構築できる。さらに、このような協力体制が強固になれば、科研費の共同申請や共同研究の実施等の大きな相乗効果も期待できる。

② 特徴のある研究の推進

- ・ 阪神・淡路大震災で得られた経験と教訓が、東日本大震災では何が活かされ、活かされなかったのかについて検証してはどうか。
- ・ 自治体災害対策全国会議で議論となった課題を、研究調査のテーマとしていくことを検討されたい。
- ・ 兵庫県のシンクタンク機能を担っていることから、常に政策の策定や実行に反映ないし考慮されるように意識をしながら研究することが必要である。

③ 研究助成の工夫

HAT 神戸に集積する研究機関等がネットワークを活用し、共同で取り組む研究活動に対する助成事業については、あらかじめテーマを設定し募集するなど、限られた財源で効果的な助成となるようにさらに工夫されたい。

④ 研究の進行管理

一部の研究調査については、テーマとアウトプットの乖離も散見されるところである。今後とも研究調査本部長のもとで、十分に意思疎通を図りながら研究の進行管理が行われることを期待する。

(2) 効果的な情報発信

- ・ 全国的にも著名な機構役員のネームバリューを生かしつつ、パブリシティの効果的な活用に努めるべきである。
- ・ また、研究成果をホームページで見ることができるようにしているが、近年では紙媒体での出版よりも、電子媒体での情報発信に力を注いだ方が効率的かつ効果的である。フォーラムの様子を動画でネット配信するなど、ITのさらなる活用を検討してみる必要がある。
- ・ 研究報告書に留まらず書籍化を狙うなど、全国的に評価される研究成果の発信について工夫されたい。

(3) 先導的な事業の推進

- ・ 自治体災害対策全国会議は時宜を得た機構にふさわしい事業であり、今後の当機構の事業展開にも強い示唆を与えるものである。すなわち、寺田寅彦博士が強調された天災の多いわが国では、当機構が全国の自治体の先駆けとして災害対策という共通の課題解決の道を模索する事業展開を考慮するというのがそれである。

(4) 効率的かつ効果的な事業展開

- ・ 講座やシンポジウムは参加者も多く、受講生から高く評価されているが、年齢層に偏りがあることや一般教養的なテーマの講座が散見されることが気になるところであり、工夫が必要である。
- ・ 外部資金の獲得についても、引き続き、努力されたい。

3 組織別の評価

今回の外部評価では、研究調査本部、学術交流センター及び管理部がそれぞれの組織で平成23年度に実施した事務・事業について評価を行った。

(1) 各組織の担当事務

組織	担 当 事 務
研究調査本部	① 総合的、実践的な研究調査 <ul style="list-style-type: none"> ・「安全・安心なまちづくり」「長寿国につぼん活性化」に関する調査研究 ・研究助成（共同研究支援事業） ・共同研究 ② 政策提言・研究成果の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災に対する政策提言 ・研究成果報告会 ・県幹部との意見交換会 ・研究成果の発信 ③ 情報・資料の収集・整理・保存・展示 <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災の経験と教訓の活用（オーラルヒストリーの整理・発信） ・「災害対策全書」の編集・発行
学術交流センター	① 政策提言・研究成果等の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・21世紀文明シンポジウム開催事業 ・国際シンポジウム・フォーラム「淡路会議」開催事業 ② 研究成果等の情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・「21世紀ひょうご」等研究成果の発行 ・ニュースレター及びホームページ等による情報提供 ③ 学術交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうご講座」の実施 ・21世紀文明研究セミナーの開催 ・兵庫・アジア太平洋大学間交流ネットワーク（HUMAP）構想推進事業の展開 ④ 交流ネットワークの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「兵庫自治学会」への支援
管理部	① 機構の業務運営の効率化・質の向上に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の効率化 ・業務の質の向上 ・業務・組織の見直し ② 防災・減災対策に関する新たな事業展開 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体災害対策全国会議（*） *喫緊の課題であったため、管理部が窓口となり実施

(2) 評価及び所見

組織	評価	所見
研究調査本部	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部テーマについては、企画段階での課題に対する問題意識の深化、研究方法の工夫等、更なる検討が必要と思われる。 ・ 様々な分野の諸テーマに取り組む意欲を評価するが、研究の範囲が広すぎるのではないかと。災害関連に特化するのも1つの考え方だ。 ・ 東日本大震災発生1ヶ月後に政策提言を行ったことは大いに評価する。但し、研究機構としての取りまとめではなく、個別提言や感想に止まったのには工夫の余地がある。 ・ 「災害対策全書」4巻の発行について、その努力を高く評価するが、大判でかつ重すぎるため手軽さに欠ける点、文章が難解すぎて読みづらい論文もある点が残念である。 ・ 共同研究は時宜を得たもので、今後の救援・受援に多大な示唆を与えられと思われる。その活用の仕方に関する更なる検討も必要である。 ・ オーラルヒストリーが公開されるようになったのは良かった。さらに多くの公開に向けて努力して欲しい。
学術交流本部	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ シンポジウムやセミナー等について、参加者から概ね有益であったとの意見が多数寄せられており、この点は評価に値する。 ・ シンクタンクの役割は、単に研究成果を新聞、その他に発表するだけで満足できるものではなく、各地方自治体をはじめ、実践主体の行動や政策策定にどの程度反映されているかまで考慮されねばならない。今後の課題である。 ・ H Pは(アクセス件数が思うように伸びていないのは残念だが)リニューアルされて、良くなった。技術的・金銭的に可能かどうかは分からないが、シンポジウムなどの動画配信も検討されてはどうか。 ・ 「21世紀ひょうご」やニュースレター「Hem21」はネット配信に切り替える等の工夫があってもいいのではないかと。 ・ 「ひょうご講座」「21C文明研究セミナー」は参加者も多く、受講生からも高く評価されているのは良いが、受講者の年齢層が高いのが気になる。今後の工夫に期待したい。
管理部	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務運営の効率化、質の向上、組織の見直し等については、計画どおりに進んでいると思われる。サービスの低下や業務内容に影響がないよう配慮しながら、外部資金の獲得など更なる努力を期待する。 ・ 「自治体災害対策全国会議」は時宜を得たものであった。今後の開催を希望する人々が圧倒的多数なので、継続を願いたい。

[評価基準]

S : 計画を上回る優れた業績をあげている

A : 計画通り

B : 計画通りとは言えないものの、工夫若しくは努力によって計画を達成し得る

F : 計画を大きく下回っている、又は計画そのものの見直しが必要である

4 研究調査に関する評価結果

研究調査本部の研究員が、平成23年度中に取り組んだ研究調査のうち、以下の7テーマについて外部評価委員会の協議に付し、総合評価を決定したところである。

評価結果一覧

番号	重点研究領域	研究員氏名	研究テーマ	総合評価	(参考) 自己点検評価
①	地域の安全安心	吉岡 潤治	多国間経済協力が兵庫経済に及ぼす影響と対応策	A	A
②	地域の安全安心	桜井 靖久	グローバル化におけるひょうご経済のあり方	B	B
③	共生社会の構築	永田 夏来	結婚・出産・子育て支援のための家族福祉政策	A	A
④	共生社会の構築	武内 智彦	社会的安心確保のための財源と制度のあり方	B	B
⑤	共生社会の構築	西田 慎太郎	参画と協働による社会形成の進展と今後の展開方策	A	A
⑥	共生社会の構築	羽瀨 貴司	兵庫県における人材の国際移動と多文化共生の今後の展開	B	B
⑦	国際社会への貢献	穂原 雅人	東アジアの災害対策協力のあり方	A	A

判定基準

S：大変評価できる A：評価できる B：あまり評価できない F：評価できない

[参 考 资 料]

【 参 考 資 料 】

評価の方法

業績評価については、機構による自己点検評価を実施し、その結果を踏まえ、外部評価委員会による評価を実施した。

評価の種類及び評価方法は、次のとおり。

評価の種類		自己・外部の別	評価方法
個別評価	研究調査(7件)	自己点検評価	<ul style="list-style-type: none"> ・研究担当者は記述により行う ・研究統括は、研究担当者の自己点検評価を踏まえ、意見を付す ・研究調査本部長は所見を付した上で、4段階評価を行う
		外部評価	<ul style="list-style-type: none"> ・4段階評価を行う
総合評価	組織別	自己点検評価	<ul style="list-style-type: none"> ・事業ごとに4段階評価を行ったうえで、組織別に4段階評価を行い、理由を付す
		外部評価	<ul style="list-style-type: none"> ・4段階評価を行い、所見を付す
	機構全体	外部評価	<ul style="list-style-type: none"> ・人と防災未来センター、こころのケアセンターの評価結果を踏まえ、記述により行う

[4段階評価の評価基準]

個別評価（研究調査）

S：大変評価できる A：評価できる B：あまり評価できない F：評価できない

総合評価（組織別）

S：計画を上回る優れた業績をあげている

A：計画通り

B：計画通りとは言えないものの、工夫若しくは努力によって計画を達成し得る

F：計画を大きく下回っている、又は計画そのものの見直しが必要である

外部評価の実施経過

(1) 第1回外部評価委員会 平成24年 8月7日(火)

内容：外部評価の進め方

人と防災未来センター及びこころのケアセンターの事業概要(説明)

(2) 外部評価委員による書面評価 平成24年 8月～11月

(3) 第2回外部評価委員会 平成24年11月26日(月)

内容：各委員の評価状況の報告

委員会評価の協議

外部評価委員会 委員名簿

(委員：50音順)

	氏名	所属等
委員長	新野 幸次郎	公益財団法人神戸都市問題研究所理事長
委員	渥美 公秀	大阪大学大学院人間科学研究科教授
	岡本 久之	兵庫県立大学経営学部教授・前副学長
	木村 陽子	財団法人自治体国際化協会理事長
	小池 洋次	関西学院大学総合政策学部教授
	佐藤 友美子	サントリー文化財団上席研究フェロー
	瀧川 博司	神戸商工会議所常議員
	泊 次郎	東京大学地震研究所特別研究員 (元 朝日新聞社編集委員)

(趣旨)

第1条 本要綱は、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構(以下「機構」という。)が定款第3条に定める目的を効果的かつ効率的に達成し、県民等に対する社会的責任を果たすため、同第4条に掲げる調査研究その他の事業(以下「調査研究等」という。)について実施する業績評価(以下「評価」という。)に関し、必要な事項を定める。

(評価の区分・実施主体)

第2条 評価は、自己点検評価及び外部評価とする。

2 自己点検評価は、機構各組織で実施し、評価結果を理事会に報告の上、外部評価に付すこととする。

3 自己点検評価のうち調査研究の評価に関しては、研究調査本部長が当該調査研究の研究指導者の意見等を踏まえて実施する。

4 外部評価は、機構と利害関係のない外部有識者等の中から選任された委員を構成員とする外部評価委員会が、自己点検評価の結果をもとに実施する。

5 外部評価委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(評価の対象)

第3条 評価は、機構が策定する中期目標及び中期計画に沿って実施される調査研究等の実績を対象に行う。

2 中期計画の策定については、可能な限り、具体的な目標値の設定、実行プロセスの明確化等を図るとともに、参加者や関係者へのアンケート、ヒアリング等を行うなど評価に必要なデータ情報の収集に努めるものとする。

3 指定管理者として機構が管理する阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター及び兵庫県こころのケアセンター(以下「両センター」という。)が行う調査研究等の実績に関する評価は、それぞれ別に定める業績評価制度によるものとする。

ただし、機構全体の総合評価については、両センターの当該評価結果を踏まえて実施するものとする。

(評価の実施等)

第4条 評価は、個別事業評価と総合評価を併せて実施する。

2 個別事業評価は、中期計画に掲げる全ての調査研究等の推進状況について、可能な限り客観的に把握し、評価を実施する。

3 総合評価は、前項の個別事業評価をもとに、社会的有用性、有効性、効率性等の観点から組織単位及び機構全体を評価し、業務のあり方、組織のあり方、改善すべき点等について明らかにする。

(評価の実施時期)

第5条 評価は、前の年度に行った調査研究等の実績に対して遅滞なく実施する。

2 複数年度にわたる調査研究については、年度ごとに成果を取りまとめ、その成果について中間評価の自己点検評価を実施することとし、当該調査研究の完了後、当該調査研究の全体について評価を実施するものとする。

(評価結果の取り扱い)

第6条 評価の結果については、以後に機構が行う調査研究等の計画、予算等に適切に反映するものとする。

2 機構は、中期目標及び中期計画について、必要に応じ、一層適切となるよう見直しを行うものとする。

(評価結果の公表)

第7条 評価の結果については、ホームページ等によりその概要を公表する。

(庶務)

第8条 評価に関する庶務は、機構管理部総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構（以下「機構」という。）業績評価実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第4項に基づき、機構に外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、機構の調査研究その他の事業の評価を行い、その結果を理事長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、機構と利害関係のない外部有識者等の中から、理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、高度に専門的な観点から評価を行う必要があると認める場合は、委員会に部会を設けることができる。

2 部会の運営については、別に定める。

(専門委員)

第8条 委員会は、調査研究の評価を行うため、調査研究テーマ別に、専門委員を選任し、査読を委嘱することができる。

2 専門委員の選任は、調査研究に関係する行政関係者及び学識者の意見を聴いて行う。

3 専門委員は、1テーマにつき1人とする。

(謝金)

第9条 委員が会議その他の委員会の職務に従事したときは、理事長が別に定めるところにより謝金を支払う。

(旅費)

第10条 委員が委員会の職務を行うために、会議等への出席のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定に準ずる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、機構管理部総務課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。